

就職から定着までをトータルに支援

就労移行支援事業所は、身近な場所で就労訓練が受けられるメリットがありますが、訓練の内容は、事業所によつてかなりの違いがあるようです。

就労に直結した 実践的な訓練を行う

就労移行支援事業所とは、「障害者総合支援法」に定められた福祉サービス事業の一つ。「就職に向けた訓練から、就職後の定着まで一貫した支援を受けたい」と希望する、65歳未満の手帳を取得している障がいのある人が利用できます。ここは、企業などへの就労に

向け、事業所内での作業実習や企業による実習を通して、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や、適性に合った職場探し、就労後の職場定着に向けた支援を行います。

就労移行支援事業所には、社会福祉

法人、一般社団法人、NPO法人、株式会社が運営する事業所があります。

利用料は、世帯（本人と配偶者のみ）所得に応じて利用者負担額の上限が適用されます。が、無料のことが多いので、

利用するときは念のため、希望する事業所に問い合わせてください。

入所から訓練を経て 最長2年で就職

からの紹介や、本人や家族がインターネットなどを見て、直接申し込んでくることもあります。入所から就労までの流れは、「ホーリー神田」（東京都千代田区）（→P.110）の流れをもとに、左ページに紹介しました。入所から最長2年の訓練を経て就職することになりますが、就職までの期間は人によって様々です。

就職先はハローワークから紹介され

る他、企業から直接募集があることもあります。

就職後は、まず半年間の定着を目標に、必要に応じて職員が企業を訪問したり、本人との面談を設けるなどして、積極的に定着支援を行います。

